

株 主 各 位

大阪府吹田市春日3丁目20番8号
グリーンホスピタルサプライ株式会社
代表取締役社長 古川 國久

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府吹田市春日3丁目20番8号
当社本社 会議室（末尾ご案内図をご参照下さい。）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第14期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）
営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）
貸借対照表及び損益計算書報告の件

決 議 事 項

第1号議案 第14期利益処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（35頁から43頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

（お願い）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

第 14 期 営 業 報 告 書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

1. 営 業 の 概 況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

(全般的状況)

当連結会計年度における日本経済は、個人消費や企業の設備投資などが緩やかに改善し堅調に推移したことにより、景気回復基調が徐々に鮮明になってきております。一方で世界経済は、個人消費が安定的に増加した米国経済や、好調な輸出に支えられて高成長を続ける中国を中心としたアジア経済の景気は堅調に推移するも、欧州経済は景気回復が弱含みであったといえます。

当社グループの属する医療業界におきましては、医療提供体制に係る抜本改革の5ヶ年計画の最終年度を前にして、改革による影響が随所に顕在化するとともに、平成18年4月の診療報酬の改定幅がかつてない大幅なダウンとなったことを受け、業界全体として一時的な調整局面に入らざるを得ない状況に至っており、業界内各社は厳しい経営環境を余儀なくされると予見されます。このため同業他社におきましては、業務提携、資本提携などの系列化や共同仕入などの動きが活発化しつつあります。一方で当連結会計年度は、民間の中規模から大規模病院を中心に老朽化と制度改正への対応のための新・増築需要が引き続き堅調に推移するとともに、銀行の不良債権処理が進んだことにより病院再生ビジネスの商機が格段に拡大いたしました。

一方、調剤薬局業界では、平成18年4月の薬価改定と相まって再編淘汰の時代の流れがより強まってきております。介護業界においては、関連法改正とともに介護付有料老人ホームの新規開設を市町村単位で量的規制をかける時代となり、一気に新規開設ブームが冷え込むとともに、質的競争時代へ入ってまいりました。

このような業界動向の下、当社グループは、当連結会計年度において従来どおり長期管理していた大型プロジェクト案件を確実に売上計上するとともに、金融技術を駆使した病院再生ビジネスにチャレンジし、再生ビジネスに関するコンサルティングのノウハウを取得するとともに、大型再生案件を完了させました。また、当社は院外SPDシステム（診療材料等の一括供給による院内物流代行システム）の請負件数を6病院増加させるとともに、経営合理化に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高62,229,830千円（前連結会計年度比17.7%増）となり、営業利益3,229,818千円（前連結会計年度比19.0%増）、経常利益3,327,205千円（前連結会計年度比32.3%増）、当期純利益1,696,135千円（前連結会計年度比29.9%増）となりました。

当期の利益配当金につきましては、普通配当として1株につき1,000円にてお諮りさせていただきたいと存じます。株主の皆様へ感謝いたしますとともに、今後とも安定配当の継続を基本方針に考えております。

(事業別の状況)

事業別の内訳につきましては次のとおりであります。

(単位：千円)

事業	売上高	構成比(%)	前連結会計年度比(%)
トータルパックシステム事業	31,690,459	50.9	10.8
メディカルサプライ事業	22,769,551	36.6	31.0
ヘルスケア事業	7,058,324	11.3	17.1
その他事業	711,495	1.2	△15.9
合計	62,229,830	100.0	17.7

① トータルパックシステム事業

当連結会計年度においても、トータルパックシステム事業の性格上、売上計上が下半期、特に第4四半期に集中し、上半期に比べ下半期に売上・利益ともに大きく偏重する結果となりました。また、前年度より研究してまいりました金融技術を利用した病院再生ビジネスを上半期に1件受注し完了させるとともに、下半期に大型再生ビジネス1件に取り組みこれを期限内に完了させることに成功いたしました。

以上の結果、売上高は31,690,459千円（前連結会計年度比10.8%増）、営業利益は3,210,241千円（前連結会計年度比4.9%増）となりました。

② メディカルサプライ事業

当連結会計年度においては、大阪府下を中心とする地域限定戦略に基づき推進してまいりました院外SPDシステムによる民間大型病院等への販路拡大に注力するとともに、引き続き院外SPDシステム運営合理化によるコスト削減と利益率向上を図ったことにより下半期にその効果が現れ、期初目標額に近い営業利益を計上することができました。

以上の結果、売上高は22,769,551千円（前連結会計年度比31.0%増）、営業利益は615,489千円（前連結会計年度比16.0%増）となりました。

③ ヘルスケア事業

調剤薬局部門においては、期初に経営効率化の一貫として有限会社新世紀と有限会社わかばの2法人を、有限会社わかばを存続会社として合併するとともに、その後の業績も堅調に推移いたしました。

ライフケア部門においては、介護付有料老人ホーム第1号施設となる「ウエルハウス尼崎」(ユナイトライフ株式会社が運営)が期初より満室状態で運営し計画通りの経常利益を計上するとともに、第2号施設の「エスペラル城東」(ホロニックライフ株式会社が運営)も昨年6月に開設し、順調に実績を重ねております。また、第3号施設「ライフコート春秋」(定員162人、春秋ライフ株式会社が運営)、第4号施設「守口佐太有料老人ホームラガール」(定員189人、弘道会ライフ株式会社が運営)も建設に着手し、順調に工事が進み平成18年秋に開設の予定となっております。

また、市町村による介護付有料老人ホーム新規開設の量的規制を踏まえて、新たな計画施設を前倒しで企画することとし、「街づくり」と「医療と介護の直結型」を基本コンセプトとした事業案件として、千里ニュータウン再開発事業への参画による「ウエルハウス千里中央」(定員200人、平成20年春開設予定)と西宮マリーナパークシティの医療福祉ゾーンでの「アクアマリン西宮浜」(定員100人、平成19年春開設予定)の計画を確定させました。

以上の結果、売上高は7,058,324千円(前連結会計年度比17.1%増)となりましたが、ライフケア部門の施設開設までの費用等が影響し営業利益は249,779千円(前連結会計年度比8.6%増)となりました。

④ その他事業

理化学分野の業績は堅調に推移いたしました。動物病院開院までの費用等の影響により、売上高は711,495千円(前連結会計年度比15.9%減)、営業利益は28,725千円(前連結会計年度比70.6%減)となりました。

(2) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は6,551,058千円であり、その主なものは次のとおりであります。

㈱西大阪地所	医療機関向け賃貸土地	1,896,187千円
弘道会ライフ㈱	有料老人ホーム建設費	1,035,771千円
ホロニックライフ㈱	有料老人ホーム建設費	923,218千円

(3) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度において平成18年3月10日に新株式発行による公募増資により6,325,176千円(1株当たり発行価額143,754円)の資金調達を行いました。また、平成18年3月17日にオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により431,262千円(1株当たり発行価額143,754円)の調達を行いました。

(4) 企業集団の対処すべき課題

当社グループは、市場そのものの質的变化によりもたらされる新たな概念やシステムを短期間にどのように取り込み対処していくかが重要な課題のひとつであります。

トータルパックシステム事業においては、病院業界の動向から、今後、当分の間続く既存病院の新・増築需要や統廃合等の機能集約に対する対応、再生ビジネス型の病院事業再構築、また、M&Aによる病院のグループ化等への対応も重要な課題となります。一方で、今後予定されている第五次医療法の改正による影響、黎明期から成長期に移行しつつある病院PFI（民間からの資金投入、能力の導入等）の動向、地方独立行政法人化や指定管理者制度の定着による影響等にもどのように対処することも重要な課題であります。

当社グループといたしましては、市場の質的变化に対して「トータルパックシステム」の更なる進化の姿を、サービスプロバイダー機能を強化した「経営支援型SPC（特別目的会社）システム」の展開と位置付け、必要となる人材の集積と医療周辺サービス事業分野への進出を通じ関連事業ノウハウの取得を進めてまいります。また、引き続き病院事業再生ビジネスや病院M&Aビジネス、病院PFIビジネス、独立行政法人化関連ビジネス等の“旬”なビジネスチャンスをつ捉える事業展開を図ってまいります。

加えて、グループ各社との連結・連動とチーム力の更なる強化を踏まえた人材育成を重要経営課題として位置づけ、推進してまいります。

メディカルサプライ事業においては、本年4月の診療報酬の改定は、かつてない大幅なダウンとなり、販売価格の下げ圧力がより一層強まっている中で、経営効率を上げる等でこれをどう吸収していくか、また、急性期入院医療における診療報酬の包括化の流れが加速する中で、DPC（診断群分類）対応型のシステム構築も重要な経営課題となつてまいりました。

当社グループといたしましては、仕入機能の強化のために「業務本部」を新設し、その中に仕入機能を集約し経営・事業効率を高めるとともに、販売管理システムとSPD管理システムの流れが加速する中での投資を行い、更なるコストの削減と経営効率の向上に努めてまいります。

また、同業他社の企業間連携や企業統合が進む中で、当社グループも企業間連携や企業統合を視野に入れた事業拡大を積極的に、かつ、スピード感を持ってまいります。

ヘルスケア事業における調剤薬局部門については、医薬品卸業界の企業統合・グループ化が進んだことにより、仕入規模が直接コストに跳ね返る時代が到来し、調剤薬局事業規模がその収益性を左右するようになってきたという課題に対処する必要があります。

ライフケア部門の介護付有料老人ホーム運営については、行政による量的規制が明確となり、新規参入は抑制される時代となりました。今後は、サービス内容の品質競争時代に突入し、他社との差別化戦略が重要になるという課題に対処する必要があります。

調剤薬局部門においては、当社グループ既存得意先門前薬局のM&Aによる店舗拡大を企図し、事業規模拡大に努め、仕入れコストの更なる低減を推し進めるとともに、確実な収益確保を前提にした堅実な新規店舗開設を図る予定としております。

ライフケア部門の介護付有料老人ホーム運営においては、他の企業には追従できない“医療”の視点から発想したビジネスモデル「～医療と介護のコラボレーション～」を創造する企業戦略により、徹底した差別化を図った施設づくりを展開いたします。これにより既に開設運営している2施設（定員454人）に引き続き、平成18年度2施設（定員351人）、平成19年度2施設（定員303人）、平成20年度1施設（定員200人）を順次開設する予定としております。

(5) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	期 別	第 11 期	第 12 期	第 13 期	第 14 期 (当連結会計年度)
		平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
売 上 高(千円)		35,145,160	44,045,396	52,860,676	62,229,830
経 常 利 益(千円)		1,357,672	1,584,839	2,515,448	3,327,205
当 期 純 利 益(千円)		484,205	834,496	1,305,705	1,696,135
1株当たり当期純利益(円)		50,812.93	78,282.63	29,025.29	5,725.35
総 資 産(千円)		29,219,767	34,890,621	47,410,414	64,435,718
純 資 産(千円)		2,477,545	3,734,184	10,130,086	18,316,964

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、第13期については、平成16年8月9日付をもって普通株式1株を3株に、また第14期(当連結会計年度)においては平成17年8月19日付をもって普通株式1株を5株にそれぞれ分割しており、1株当たり当期純利益はこの株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
2. 第14期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しております。
3. 第12期は「トータルパックシステム」での長期大型案件の受注及びメディカルサプライ事業における院外SPDシステムの販路拡大を行うとともに、新たな事業の柱としてヘルスケア事業領域への進出を企図し、同事業の調剤薬局部門における積極的なM&Aによる店舗拡大等により、売上高、経常利益、当期純利益とも、前期に比べ大幅な増収、増益となりました。
4. 第13期は「トータルパックシステム」での高知医療センターPFI事業の関連医療設備・医療機器の一括受注と、メディカルサプライ事業における院外SPDシステムの安定的運用及び効率化、またヘルスケア事業の調剤薬局部門における調剤会社の買収と店舗の増設、さらにライフケア部門における介護付有料老人ホーム第1号施設のオープン等により、経常利益、当期純利益が拡大いたしました。
5. 第14期(当連結会計年度)につきましては、前期「(1) 企業集団の営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 11 期	第 12 期	第 13 期	第14期(当期)
	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
売 上 高(千円)	24,129,761	29,639,178	33,420,725	41,580,244
経 常 利 益(千円)	1,085,288	1,482,769	1,751,456	2,969,003
当 期 純 利 益(千円)	352,111	850,863	990,822	1,738,034
1株当たり当期純利益(円)	36,477.14	79,855.33	21,863.22	5,869.93
総 資 産(千円)	21,731,935	21,622,013	31,271,096	43,832,302
純 資 産(千円)	2,898,132	4,158,948	10,238,077	18,423,283

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 第13期については、平成16年8月9日付をもって普通株式1株を3株に、また
 第14期においては平成17年8月19日付をもって普通株式1株を5株にそれぞれ
 分割しており、1株当たり当期純利益はこの株式分割が期首に行われたもの
 として算出しております。

2. 会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループの主要な事業は、医療、保健及び福祉施設等に関する領域において、トータルパックシステム事業（医療機関等に対するコンサルティング、医療機器・医療設備等の販売及びリース、医療機関等への不動産賃貸等の総合的なサービスの提供）、メディカルサプライ事業（診療材料・医療消耗品等の販売）、ヘルスケア事業（調剤薬局、介護付有料老人ホームの運営及び医療機関・福祉施設向け食事提供サービス）を展開しております。また、その他事業として、理化学、環境機器等の販売及び動物病院の運営等を行っております。

主要な商品等は、次のとおりであります。

	主 要 商 品 等
トータルパックシステム事業	画像診断システム（CT、MRI装置他）、生体現象計測・監視システム（内視鏡、血圧計、心電計、モニタ他）、医用検体検査機器（臨床化学分析装置、血清検査装置、尿検査装置他）、施設用機器（滅菌器、消毒器、手術台、治療台他）、生体機能補助・代行機器（透析器、人工呼吸器、酸素供給装置他）、治療用・手術用機器（低周波治療器、光線治療器、電気及び超音波手術器、手術用顕微鏡他）、医療施設等の建築内装及び医療設備工事の請負等
メディカルサプライ事業	画像診断用エックス線関連用品（医用写真フィルム、造影剤注入装置、撮影用品他）、処置用機器（血管診断用・処置用チューブ・カテーテル、採血・輸血用品、注射器、手術用不織布他）、生体機能補助・代行機器（人工関節、心臓ペースメーカー、ステント、血液回路、人工心肺装置他）、鋼製器具（整形外科手術用品他）、衛生材料用品（不織布ガーゼ、手術用手袋他）等
ヘルスケア事業 調剤薬局部門 ライフケア部門 その他部門	調剤薬局の運営等 介護付有料老人ホームの運営等 医療機関・福祉施設向け食事提供サービス業務等
その他事業	理化学・環境機器、医療機関等除く不動産賃貸、動物病院の運営等

(2) 企業集団の主要な事業所

① 当 社

本 社 大阪府吹田市春日3丁目20番8号
事 業 部 トータルパックシステム事業部 (大阪府吹田市)
メ ディ カ ル サ プ ラ イ 事 業 部 (大阪府吹田市)
首 都 圏 事 業 部 (東京都中央区)
中 国 事 業 部 (広島市西区)

② 重要な子法人等

株式会社シップコーポレーション (大阪府吹田市)
オルソメディコ株式会社 (大阪府吹田市)
株式会社西大阪地所 (大阪府吹田市)
株式会社三世会 (大阪府大阪市)
株式会社カテネットコーポレーション (大阪府吹田市)
誠光堂株式会社 (和歌山県和歌山市)
誠光メディカル株式会社 (和歌山県和歌山市)
セイコー理化株式会社 (和歌山県和歌山市)
日星調剤株式会社 (島根県鹿足郡)
イング株式会社 (大阪府高槻市)
有限会社わかば (大阪府吹田市)
ユナイテッドライフ株式会社 (兵庫県尼崎市)
ホロニックライフ株式会社 (大阪府吹田市)
春秋ライフ株式会社 (大阪府吹田市)
弘道会ライフ株式会社 (大阪府吹田市)
あいのライフ株式会社 (大阪府吹田市)
株式会社大阪先端画像センター (大阪府吹田市)
グリーンエンジニアリング株式会社 (東京都中央区)
誠光ライフ株式会社 (和歌山県和歌山市)
グリーンアニマル株式会社 (大阪府吹田市)
セイコーシステム株式会社 (和歌山県和歌山市)
株式会社ホスピタルフードサブライサービス (大阪府吹田市)

(5) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

- ① 取得株式
株式分割による取得
普通株式 14株
- ② 決算期末における保有株式
普通株式 17.5株

(6) 新株予約権の状況

- ① 現に発行している新株予約権
商法第280条ノ20並びに商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成18年2月16日開催の臨時株主総会の決議によるもの)
新株予約権の数 10,000個
新株予約権の発行価額 無償
目的となる株式の種類及び数 普通株式10,000株
株式の発行価額 207,900円
新株予約権の行使期間 平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
- ② 当期中に株主以外の者に対して特に有利な条件によって発行した新株予約権

発行決議の日	平成18年2月16日
新株予約権の数	10,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	10,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使の条件	—
①権利行使時に当社並びに当社会社等の取締役又は使用人として在籍していることを要する。但し、当社並びに当社会社等の取締役が任期満了により退任した場合、又は使用人が定年により退職した場合にはこの限りではない。	
②当社並びに当社会社等の取締役又は使用人として在籍中に新株予約権者が死亡した場合は、相続人はその権利を行使することができるものとする。	
③新株予約権の譲渡・質入その他一切の処分は認めない。	
④その他の条件については、取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	

新株予約権の消却事由及び消却条件 ①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当該新株予約権については無償で消却することができる。 ②新株予約権者が権利行使をする前に新株予約権の行使の条件①又は④の規定により新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権については無償で消却することができる。	—
有利な条件の内容	無償発行
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき207,900円
新株予約権の権利行使期間	平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
新株予約権の譲渡制限 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。	—

③ 割当てを受けた特定使用人等の氏名及び割当てを受けた新株予約権の数
(上位10名)

区 分	氏 名	新株予約権の数
当 社 使 用 人	若 槻 哲 男	171個
当 社 使 用 人	治 村 章 浩	171個
当 社 使 用 人	石 居 一 彦	171個
当 社 使 用 人	城 守 淳	171個
当 社 子 会 社 取 締 役	多 久 浩 史	171個
当 社 子 会 社 使 用 人	栗 野 健 太 郎	171個
当 社 使 用 人	井ノ口 博 康	171個
当 社 使 用 人	野 本 武	171個
当 社 子 会 社 取 締 役	古 川 健 一 郎	171個
当 社 使 用 人	新 山 稔	150個

④ 特定使用人等に対し発行した新株予約権の状況

区 分	当 社 使 用 人	当 社 子 会 社 取 締 役	当 社 子 会 社 使 用 人
新 株 予 約 権 の 数	6,296個	862個	2,842個
目的となる株式の種類	普通株式		
目的となる株式の数	6,296株	862株	2,842株
付与した者の総数	137名	8名	121名

(7) 企業集団の従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
620名 (225名)	192名増 (139名増)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は()内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
143名 (61名)	16名増 (14名増)	31.7歳	4.3年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は()内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

(8) 企業結合の状況

① 重要な子法人等の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
	千円	%	
株式会社シップコーポレーション	10,000	100.0	医療、保健、福祉施設に関する企画運営コンサルティング
オルソメディコ株式会社	30,000	70.0	人工関節等の販売
株式会社西大阪地所	10,000	100.0	医療施設等への不動産の賃貸
株式会社三世会	10,000	100.0	医療施設等への不動産の賃貸
株式会社カテネットコーポレーション	30,000	100.0	循環器用機器、カテーテル等の販売
誠光堂株式会社	10,000	100.0	医療機器、診療材料等の販売
誠光メディカル株式会社	10,000	(100.0)	医療用フィルム、医用画像システム等の販売
セイコー理化株式会社	10,000	(100.0)	理化学、公害防止機器等の販売
日星調剤株式会社	10,000	100.0	調剤薬局の運営
イング株式会社	20,000	70.0	調剤薬局の運営
有限会社わかば	6,000	100.0	調剤薬局の運営
ユナイトライフ株式会社	24,550	80.0	介護付有料老人ホームの運営
ホロニックライフ株式会社	49,000	80.0	介護付有料老人ホームの運営
春秋ライフ株式会社	49,000	80.0	介護付有料老人ホームの運営
弘道会ライフ株式会社	49,000	80.0	介護付有料老人ホームの運営
あいのライフ株式会社	49,000	80.0	介護付有料老人ホームの運営
株式会社大阪先端画像センター	20,000	80.0	遠隔画像診断の支援サービス
グリーンエンジニアリング株式会社	60,000	83.3	放射線検査サービスの運営
誠光ライフ株式会社	10,000	(100.0)	介護福祉機器、用品等の販売、賃貸
グリーンアニマル株式会社	30,000	100.0	動物病院の運営
セイコーシステム株式会社	10,000	(100.0)	電子カルテ、レセプトコンピュータシステム等の販売
株式会社ホスピタルフードサブライサービス	10,000	100.0	医療・福祉施設等への食事提供サービス

(注) 議決権比率欄の()は、間接保有分の比率であります。

② 企業結合の経過

平成17年5月1日に、調剤薬局の経営効率化を図るため、有限会社わかばと有限会社新世紀は、有限会社わかばを存続会社として合併いたしました。

平成17年6月13日に人と動物の共生する社会づくりの一翼として、動物病院の運営を目的とした株式会社アニマルメディカルセンター（平成18年2月20日に商号変更後「グリーンアニマル株式会社」）を設立いたしました。

平成18年1月17日に関西地区を中心に病院、福祉施設向けの食事提供サービスを目的とした株式会社ホスピタルフードサプライサービスの全株式を取得いたしました。

平成18年3月29日に一連の病院再生事業処理の関係から休眠中の株式会社三世会の全株式を取得いたしました。

平成17年4月1日に、主として和歌山県下での介護福祉分野への進出を図るため、当社の子会社である誠光堂株式会社が誠光ライフ株式会社を設立いたしました。

平成17年8月4日に主に和歌山県下での医療のIT化に対応するため、当社の子会社である誠光堂株式会社がセイコーシステム株式会社を設立いたしました。

③ 企業結合の成果

前記①の重要な子法人等を含め、当期の連結子法人等は22社、持分法適用会社は1社、持分法非適用会社は1社であります。

当連結会計年度の連結売上高は62,229,830千円、連結経常利益は3,327,205千円、連結当期純利益は1,696,135千円となりました。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
	千円	株	%
株式会社三井住友銀行	50,000	3,000	0.89
株式会社三菱東京UFJ銀行	—	2,325	0.69

- (注) 1. 株式会社東京三菱銀行と株式会社UFJ銀行は平成18年1月1日に合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となっております。
2. 当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行と総額1,000,000千円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当期末における当該契約に基づく実行残高はありません。

(10) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当又は主な職業
代 表 取 締 役	古 川 國 久	社長
代 表 取 締 役	伊 藤 忍	副社長
専 務 取 締 役	小 川 宏 隆	経営企画室長
取 締 役	播 戸 健	専務執行役員 メディカルサブライ イ事業部長
取 締 役	小 林 宏 行	常務執行役員 営業本部長 兼 首都圏事業部長
取 締 役	沖 本 浩 一	常務執行役員 中国事業部長
取 締 役	黒 田 敏 史	常務執行役員 管理本部長
取 締 役	滝 川 博 三	常務執行役員 総務部長
取 締 役	和 田 義 昭	鴻池運輸株式会社 取締役副社長
常 勤 監 査 役	竹 原 靖 昌	
監 査 役	水 野 昌 也	
監 査 役	細 川 信 義	エンゼル証券株式会社 代表取締 役会長、公認会計士

- (注) 1. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
古川國久、伊藤 忍、小川宏隆、播戸 健、小林宏行、沖本浩一、黒田敏史及び滝川博三は、平成17年6月29日開催の定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
水野昌也は、平成17年6月29日開催の定時株主総会において新たに監査役に選任され、就任いたしました。
和田義昭は、平成18年2月16日開催の臨時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
細川信義は、監査役有橋正次郎の任期満了に伴い、平成18年2月16日開催の臨時株主総会において新たに監査役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役のうち和田義昭は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
監査役のうち水野昌也及び細川信義は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。
3. 当社は取締役会の活性化のため、取締役会の意思決定及び業務執行に対する監督責任と各部門における業務執行責任を明確にするために執行役員制度を導入しております。
なお、執行役員は6名であり、上記の執行役員を兼務する取締役5名を除く1名は次のとおりであります。
執行役員 若槻哲男 統括業務部長兼トータルパックシステム事業部業務部長

4. 平成18年4月17日付で、次のとおり取締役及び執行役員の担当が変更になりました。

異 動 後 担 当	氏 名	異 動 前 担 当
取締役常務執行役員 社長 室長兼総務部長	滝 川 博 三	取締役常務執行役員 総務部長
執行役員 業務本部長 兼 トータルパックシステム事業部業務部長	若 槻 哲 男	執行役員 統括業務部長 兼 トータルパックシステム事業部業務部長

なお、平成17年12月9日付で執行役員小林健二（メディカルサブライ営業部長）は一身上の都合により辞任いたしました。

(11) 会計監査人に対する報酬等の額

- ① 当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

31,500千円

- ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

25,000千円

- ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額

24,000千円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(12) 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

-
- (注) 1. 当営業年度より、当社は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第20条第2項に規定する大会社連結特例規定の適用会社となりましたので、本営業報告書は企業集団の状況で記載しております。
2. 本営業報告書に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	【39,547,794】	【流動負債】	【34,414,260】
現金及び預金	10,654,715	支払手形及び買掛金	25,569,002
受取手形及び売掛金	24,905,685	短期借入金	2,996,000
たな卸資産	2,938,622	1年内返済予定長期借入金	971,767
繰延税金資産	369,296	1年内償還予定社債	1,084,000
短期貸付金	169,250	未払金	1,054,007
その他	589,489	未払法人税等	1,494,216
貸倒引当金	△ 79,266	繰延税金負債	5,009
【固定資産】	【24,887,924】	賞与引当金	244,424
有形固定資産	16,425,699	その他	995,833
建物及び構築物	4,857,897	【固定負債】	【11,685,503】
機械装置及び運搬具	272,526	社債	1,438,000
賃貸資産	2,050,250	長期借入金	8,890,085
土地	4,873,751	繰延税金負債	346,994
賃貸土地	2,654,642	退職給付引当金	86,267
建設仮勘定	1,614,306	役員退職慰労引当金	41,600
その他	102,324	その他	882,556
無形固定資産	821,486	負債合計	46,099,764
営業権	233,333	少数株主持分	18,990
連結調整勘定	511,509		
その他	76,644	(資本の部)	
投資その他の資産	7,640,738	【資本金】	【5,667,081】
投資有価証券	2,186,656	【資本剰余金】	【6,593,306】
長期貸付金	3,760,072	【利益剰余金】	【5,284,628】
破産更生等債権	278,496	【株式等評価差額金】	【772,528】
差入保証金	783,632	【自己株式】	【△ 580】
繰延税金資産	94,058	資本合計	18,316,964
その他	822,107		
貸倒引当金	△ 284,284	負債、少数株主持分及び資本合計	64,435,718
資産合計	64,435,718		

連結損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科		目	金	額	
経 常 損 益 の 部	営業 損 益 の 部	営業収益			
		売上高		62,229,830	
		営業費用			
		売上原価 販売費及び一般管理費	54,388,447 4,611,564	59,000,012	
		営業利益		3,229,818	
	営業外 損 益 の 部	営業外収益	受取利息及び配当金	305,140	
			その他	196,446	501,586
		営業外費用	支払利息	257,198	
			新株発行費	40,936	
			その他	106,064	404,199
経常利益				3,327,205	
特別 損 益 の 部	特別利益	固定資産売却益	1,216	1,216	
		特別損失			
	固定資産売却損	2,149			
	固定資産除却損	1,000			
	減損損失	6,699	9,848		
税金等調整前当期純利益				3,318,572	
法人税、住民税及び事業税			1,821,301		
法人税等調整額			△181,912	1,639,389	
少数株主損失				16,952	
当期純利益				1,696,135	

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等の数……………22社

主要な連結子法人等の名称

(株)シップコーポレーション、オルソメディコ(株)、(株)西大阪地所、(株)三世会、(株)カテネットコーポレーション、誠光堂(株)、誠光メディカル(株)、セイコー理化(株)、日星調剤(株)、イング(株)、(有)わかば、ユナイトライフ(株)、ホロニックライフ(株)、春秋ライフ(株)、弘道会ライフ(株)、あいのライフ(株)、(株)大阪先端画像センター、グリーンエンジニアリング(株)、誠光ライフ(株)、グリーンアニマル(株)、セイコーシステム(株)、(株)ホスピタルフードサプライサービス

上記のうち、誠光ライフ(株)、グリーンアニマル(株)及びセイコーシステム(株)については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

また、上記のうち、(株)三世会及び(株)ホスピタルフードサプライサービスについては、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

なお、前連結会計年度において連結の範囲に含めておりました(有)新世紀と(有)わかばは、当連結会計年度において(有)わかばを存続会社として合併しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数…………… 1 社

(株)チェーンマネジメント

- (2) 持分法を適用しない非連結子法人等…………… 1 社

(株)エム・アール・ビー

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子法人等の決算日等に関する事項

すべての連結子法人等の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

- (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引…………… 時価法

- (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

医療用機器商品…………… 個別法による原価法

その他…………… 主として総平均法による原価法

- (4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

社用資産…………… 定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。

賃貸資産

リース資産…………… リース期間を耐用年数とし、リース期間満了時に見込まれるリース資産の処分価額を残存価額とした定額法によっております。

その他の賃貸資産…………… 定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。

- 無形固定資産
- 営業権……………商法施行規則の規定に基づき償却しております。
 - 商標権……………定額法を採用しております。
 - 自社利用のソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- (5) 繰延資産の処理方法
- 新株発行費……………支出時に全額費用として処理しておりません。
- (6) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上してあります。
 - 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に対応する支給見込額を計上してあります。
 - 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上してあります。
 - 役員退職慰労引当金……………役員の退任時の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上してあります。
- (7) 重要な収益の計上基準
- 延払売上に係る処理
- 延払売上高は、一般売上与同一の基準で販売価額を計上し、延払販売益のうち回収期日が次期以降に到来する部分に見合う額を延払未実現利益として繰延処理しております。
- (8) リース取引の処理方法
- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (9) 消費税等の会計処理
- 税抜方式によっております。なお、たな卸資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度に負担すべき期間費用として処理しており、固定資産に係る控除対象外消費税等は投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間にわたり償却しております。

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定は、実質的判断により、効果の発現する年数の見積りが可能なものは20年以内の見積り年数で定額法により償却し、その他金額に重要性が乏しいものについては発生年度に一括して償却しております。

会計方針の変更

固定資産の減損に係る会計基準

「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これにより、従来の方法によった場合と比較して、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は6,699千円減少しております。

追加情報

スプレッド方式による新株発行

平成18年3月10日に実施した有償一般募集による新株発行は、引受価額で買取引受を行い、当該引受価額とは異なる発行価格で一般投資家に販売するスプレッド方式によっております。

スプレッド方式では、発行価格の総額と引受価額の総額の差額332,904千円が事実上の引受手数料であり、引受価額と同一の発行価額で一般投資家に販売する従来の方式であれば、新株発行費として処理されていたものであります。このため、従来の方法によった場合に比べ新株発行費と資本金及び資本剰余金の合計額はそれぞれ332,904千円少なく計上されております。

また、従来の方式によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額多く計上されております。

連結貸借対照表に関する注記

- | | | |
|----|--------------------------|---------------|
| 1. | 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,548,221千円 |
| 2. | 担保に供している資産 | |
| | 現金及び預金 | 26,400千円 |
| | 建物及び構築物 | 2,308,916千円 |
| | 賃貸資産 | 910,991千円 |
| | 土地 | 3,692,528千円 |
| | 賃貸土地 | 669,952千円 |
| 3. | 保証債務等 | |
| | 保証債務 | 26,700千円 |
| 4. | 受取手形割引高等 | |
| | 受取手形割引高 | 45,030千円 |
| 5. | 発行済株式数 | 普通株式 334,030株 |
| | 自己株式数 | 普通株式 17.5株 |
| 6. | 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。 | |

連結損益計算書に関する注記

- | | | |
|----|------------------|-------------|
| 1. | 1株当たり当期純利益 | 5,725円35銭 |
| | 算定上の基礎 | |
| | 連結損益計算書上の当期純利益 | 1,696,135千円 |
| | 普通株主に帰属しない金額 | 37,000千円 |
| | (うち利益処分による役員賞与金) | (37,000千円) |
| | 普通株式に係る当期純利益 | 1,659,135千円 |
| | 期中平均株式数 | 289,787株 |

2. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失の金額 (千円)
遊休	土地	和歌山県岩出市	6,699千円

(経緯)

上記の土地については、事務所移転予定地として取得しましたが、計画変更により現在は遊休資産としております。

今後の利用計画も無く、地価も著しく下落しているため、減損損失を認識いたしました。

(グルーピングの方法)

事業セグメント別を基本とし、賃貸用資産及び将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングをしております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は、固定資産税評価額を合理的に調整した価格に基づく正味売却価額により評価しております。

3. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月11日

グリーンホスピタルサプライ株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 藤 雄 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 近 藤 康 仁 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、グリーンホスピタルサプライ株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第14期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続きを含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いグリーンホスピタルサプライ株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

また、会計方針の変更に記載のとおり、会社は当営業年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用している。この変更は、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）が当営業年度に係る連結計算書類から適用されることとなったことに伴うものであり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

平成18年5月12日

グリーンホスピタルサプライ株式会社

代表取締役社長 古川 國久 殿

グリーンホスピタルサプライ株式会社 監査役会

常勤監査役 竹 原 靖 昌 ㊟

監 査 役 水 野 昌 也 ㊟

監 査 役 細 川 信 義 ㊟

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第14期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査役水野昌也及び監査役細川信義は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	【30,021,473】	【流動負債】	【23,813,681】
現金及び預金	6,887,819	支払手形	4,398,335
受取手形	5,324,236	買掛金	15,472,043
売掛金	14,668,134	1年内返済予定長期借入金	50,000
商前渡品金	1,922,144	1年内償還予定社債	1,040,000
前払費用	182,148	未払金	936,137
繰延税金資産	25,996	未払費用	37,742
短期貸付金	207,158	未払法人税等	1,246,844
未収入金	619,000	未払消費税等	17,435
その他の金	54,700	前受金	41,564
貸倒引当金	163,500	預り金	6,758
	△ 33,365	前受収益	36,135
【固定資産】	【13,810,829】	延払未実現利益	442,028
有形固定資産	1,687,306	賞与引当金	88,230
建物	138,176	その他の	425
構築物	830	【固定負債】	【1,595,338】
車両運搬具	4,732	社債	1,020,000
工具器具備品	4,732	長期未払金	249,450
貸貸資産	59,275	役員退職慰労引当金	41,600
土地	1,062,496	繰延税金負債	201,923
貸貸土地	58,069	その他の	82,365
無形固定資産	62,619	負債合計	25,409,019
商標権	762	(資本の部)	
ソフトウェア	58,967	【資本金】	【5,667,081】
電話加入権	2,889	【資本剰余金】	【6,593,306】
投資その他の資産	12,060,902	資本準備金	6,593,306
投資有価証券	2,004,498	【利益剰余金】	【5,460,584】
子会社株式	1,328,407	任意積立金	3,660,000
出資金	214,822	別途積立金	3,660,000
子会社出資金	280,000	当期末処分利益	1,800,584
長期貸付金	7,535,832	【株式等評価差額金】	【702,890】
長期性預金	400,000	【自己株式】	【△ 580】
破産更生等債権	596,717	資本合計	18,423,283
長期前払費用	26,445	負債資本合計	43,832,302
差入保証金	276,140		
その他の金	27,706		
貸倒引当金	△ 629,668		
資産合計	43,832,302		

損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科		目	金	額
経常損益の部	営業損益の部	営業収益		
		売上高		41,580,244
		営業費用		
		売上原価 販売費及び一般管理費	36,676,387 2,163,426	38,839,814
	営業利益			2,740,429
	営業外損益の部	営業外収益		
		受取利息及び配当金	473,335	
		その他	226,353	699,688
		営業外費用		
		支払利息	45,432	
新株発行費 その他		40,936 384,746	471,114	
経常利益			2,969,003	
特別損益の部	特別利益			
	固定資産売却益	1,092	1,092	
	特別損失			
	固定資産売却損 固定資産除却損	2,149 782	2,931	
税引前当期純利益			2,967,164	
法人税、住民税及び事業税		1,411,215		
法人税等調整額		△ 182,085	1,229,129	
当期純利益			1,738,034	
前期繰越利益			13,770	
利益準備金取崩額			48,780	
当期未処分利益			1,800,584	

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
- (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法
- デリバティブ取引……………時価法
- (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- 医療用機器商品……………個別法による原価法
 - 医療用消耗商品……………総平均法による原価法
- (4) 固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産
 - 社用資産……………定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。
 - 賃貸資産
 - リース資産……………リース期間を耐用年数とし、リース期間満了時に見込まれるリース資産の処分価額を残存価額とした定額法によっております。
 - その他の賃貸資産……………定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。
 - 無形固定資産
 - 商標権……………定額法を採用しております。
 - 自社利用のソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- (5) 繰延資産の処理方法
- 新株発行費……………支出時に全額費用として処理していません。
- (6) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上していません。

賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、当期に対応する支給見込額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
役員退職慰労引当金	役員の退任時の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(7) 重要な収益の計上基準

延払売上に係る処理

延払売上高は、一般売上と同一の基準で販売価額を計上し、延払販売益のうち回収期日が次期以降に到来する部分に見合う額を延払未実現利益として繰延処理しております。

(8) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(9) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間にわたり償却しております。

会計方針の変更

固定資産の減損に係る会計基準

「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

追加情報

スプレッド方式による新株発行

平成18年3月10日に実施した有償一般募集による新株発行は、引受価額で買取引受を行い、当該引受価額とは異なる発行価格で一般投資家に販売するスプレッド方式によっております。

スプレッド方式では、発行価格の総額と引受価額の総額の差額332,904千円が事実上の引受手数料であり、引受価額と同一の発行価額で一般投資家に販売する従来の方式であれば、新株発行費として処理されていたものであります。このため、従来の方法によった場合に比べ新株発行費と資本金及び資本剰余金の合計額はそれぞれ332,904千円少なく計上されております。

また、従来の方式によった場合に比べ、経常利益及び税引前当期純利益は同額多く計上されております。

貸借対照表に関する注記

1.	有形固定資産の減価償却累計額	743,464千円
2.	担保に供している資産	
	建物	11,776千円
	賃貸資産	168,155千円
	土地	58,069千円
	賃貸土地	363,725千円
	子会社株式	260,400千円
3.	貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として車両運搬具及び事務用機器があります。	
4.	保証債務等	
	保証債務	12,644,453千円
5.	子会社に対する金銭債権債務	
	子会社に対する短期金銭債権	514,135千円
	子会社に対する長期金銭債権	4,200,000千円
	子会社に対する短期金銭債務	610,068千円
	子会社に対する長期金銭債務	6,605千円
6.	商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額	702,890千円
7.	発行済株式数	普通株式 334,030株
	自己株式数	普通株式 17.5株
8.	記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。	

損益計算書に関する注記

1.	子会社との取引高	
	営業取引	
	売上高	164,360千円
	営業費用	2,147,091千円
	営業取引以外の取引高	330,158千円
2.	1株当たり当期純利益	5,869円93銭
	算定上の基礎	
	損益計算書上の当期純利益	1,738,034千円
	普通株主に帰属しない金額	37,000千円
	(うち利益処分による役員賞与金)	(37,000千円)
	普通株式に係る当期純利益	1,701,034千円
	期中平均株式数	289,787株
3.	記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。	

利益処分案

(単位：円)

項 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	1,800,584,856
これを次のとおり処分いたします。	
利 益 配 当 金 (1株につき普通配当 1,000円)	334,012,500
役 員 賞 与 金 (うち監査役賞与金)	37,000,000 (3,700,000)
任 意 積 立 金	
別 途 積 立 金	1,415,000,000
次 期 繰 越 利 益	14,572,356

(注) 利益配当金は、自己株式を除いて計算しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月11日

グリーンホスピタルサプライ株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 佐藤 雄一 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 近藤 康仁 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、グリーンホスピタルサプライ株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第14期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、調査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続きを含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 会計方針の変更に記載のとおり、会社は当営業年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用している。この変更は、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）が当営業年度に係る計算書類及び附属明細書から適用されることとなったことに伴うものであり、相当と認める。
- (3) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (5) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

平成18年 5月12日

グリーンホスピタルサプライ株式会社

代表取締役社長 古川 國久 殿

グリーンホスピタルサプライ株式会社 監査役会

常勤監査役 竹 原 靖 昌 ㊟

監 査 役 水 野 昌 也 ㊟

監 査 役 細 川 信 義 ㊟

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第14期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。又、会計監査人より随時監査に関する報告及び意見を聴取し、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対して報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、法令及び定款に適合し、かつ、会社財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

(注) 監査役水野昌也及び監査役細川信義は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

333, 887個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第14期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類32頁に記載のとおりであります。

当期の利益処分につきましては、安定的かつ継続的に業績の成長に見合った成果の配分を実施することを基本としつつも、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を勘案して行いたいと存じます。当期の利益配当金は、普通配当として1株につき1,000円とさせていただきたいと存じます。

なお、役員賞与金につきましては取締役8名に対し3,330万円、監査役1名に対し370万円とさせていただきたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 平成18年4月1日付で「介護保険法」（平成17年法律第77号）が施行されたことに伴い、要支援者へのサービスと要介護者へのサービスがそれぞれ介護予防サービス、介護サービスと二分化したことから、これに対応するため現行定款第2条（目的）を変更するものであります。

また、旧介護保険法上の用語を現行介護保険法上で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

- (2) 公告の方法として電子公告を採用するため、現行定款第4条（公告の方法）について所要の変更を行うものであります。
- (3) 平成18年5月1日付で「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）が施行されたことに伴い、以下のとおり定款の一部を変更するものであります。
 - ①当社が設置する機関を定めるため、変更案第4条（機関の設置）を新設するものであります。
 - ②株券を発行する旨を定めるため、変更案第7条（株券の発行）を新設するものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供が認められたことに伴い、株主総会運営の合理化を目的として、変更案第14条（参考書類等のインターネット開示）を新設するものであります。

- ④定款の定めにより取締役会における書面決議を行い、取締役会運営の効率化を図り機動的な経営を可能にするため、変更案第20条（取締役会）第3項を新設するものであります。
- ⑤社外取締役及び社外監査役の職務執行に際し、期待される役割を十分に発揮することができるよう、変更案第6章（取締役及び監査役の責任免除）第26条（損害賠償責任の一部免除）を新設するものであります。
- ⑥定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- ⑦旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- ⑧その他、各条文の字句及び表現の整備を行うとともに、条文の新設及び削除に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.	1.
(省略)	(現行どおり)
27.	27.
28. 介護保険法による訪問介護の居宅サービス事業。	28. 介護保険法による訪問介護及び介護予防訪問介護の居宅サービス事業。
29. 介護保険法による訪問看護の居宅サービス事業。	29. 介護保険法による訪問看護及び介護予防訪問看護の居宅サービス事業。
30. 介護保険法による通所介護の居宅サービス事業。	30. 介護保険法による通所介護及び介護予防通所介護の居宅サービス事業。
31. 介護保険法による痴呆対応型共同生活介護の居宅サービス事業。	31. 介護保険法による認知症対応型共同生活介護の居宅サービス事業。
32. 介護保険法による特定施設入居者生活介護の居宅サービス事業。	32. 介護保険法による特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居宅サービス事業。

現 行 定 款	変 更 案
<p>33. 介護保険法による福祉用具貸与の居宅サービス事業。</p> <p>(新設)</p> <p>34. 介護保険法による居宅介護支援事業。</p> <p>35. 託児所の経営。</p> <p>36.</p> <p>37.</p> <p>38. (省略)</p> <p>39.</p>	<p>33. 介護保険法による福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の居宅サービス事業。</p> <p>34. 介護保険法による短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の居宅サービス事業。</p> <p>35. 介護保険法による居宅介護支援及び介護予防支援事業。</p> <p>36. 託児所及び保育所の経営。</p> <p>37.</p> <p>38. (現行どおり)</p> <p>39.</p>
<p>(新設)</p>	<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会、及び会計監査人を置く。</p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</p>
<p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、540,000株とする。</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、540,000株とする。</p>
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第7条 当会社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取及び買取請求の取扱、その他株式及び端株に関する手続き並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当会社の株券の種類、株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿記載事項の変更、端株の買取請求の取扱、その他株式及び端株に関する手続き並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当会社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿、実質株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取及び買増請求の取扱等株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当会社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>2. 前項の他、必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(基準日)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>(招集)</p> <p><u>第10条</u> 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p>	<p>(招集)</p> <p><u>第11条</u> 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集する。</p>
<p>(議長)</p> <p><u>第11条</u> (省略)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第12条</u> (現行どおり)</p>
<p>(決議)</p> <p><u>第12条</u> 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、<u>総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>2. <u>商法第343条第1項の規定による株主総会は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。</u></p>	<p>(決議)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表記すべき事項に係る情報を法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、<u>他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。</u></p> <p>2. 株主は、<u>前項の代理権を2人以上の者に行使させてはならない。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合は、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名又は記名捺印又は電子署名し、これを本店に10年間備え置くものとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第15条 (省略)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p>
<p>(選任)</p> <p>第16条 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2. 取締役の<u>選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>3. (省略)</p>	<p>(選任)</p> <p>第17条 (削除)</p> <p>取締役の<u>選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. (省略)</p>	<p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 <u>取締役会の決議により、当社を代表すべき取締役若干名を定める。</u></p> <p>2. 取締役の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 <u>取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p>
<p>(取締役会)</p> <p>第19条 (省略)</p> <p>2. (省略) (新設)</p> <p>3. (省略)</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>4. (現行どおり)</p>
<p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第20条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 (選任)</p> <p>第22条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (選任)</p> <p>第22条 (削除)</p> <p><u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第23条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. (省略)</p>	<p>(任期) 第23条 <u>監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(常勤監査役) 第24条 <u>監査役は、その互選により常勤監査役若干名を定める。</u></p>	<p>(常勤監査役) 第24条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p>
<p>(報酬及び退職慰労金) 第26条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p><u>第6章 取締役及び監査役の責任免除(損害賠償責任の一部免除)</u> 第26条 <u>当社は、社外取締役及び社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p><u>第6章 計算(営業年度)</u> 第27条 <u>当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。</u></p>	<p><u>第7章 計算(事業年度)</u> 第27条 <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p>
<p>(利益配当) 第28条 <u>利益配当金は、毎決算期における株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同決算期における端株原簿に記載又は記録された端株主に対してこれを行う。</u> (新設)</p>	<p>(剰余金の配当) 第28条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第29条</u> 取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法293条ノ5の規定による金銭の分配（中間配当という。）を行うことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第29条</u> 取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。</p>
<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第30条 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第30条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>
<p><u>第7章 付 則</u></p> <p>(付則)</p> <p><u>第31条</u> 変更後定款第4条（公告の方法）の効力発生日は、平成16年8月1日とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

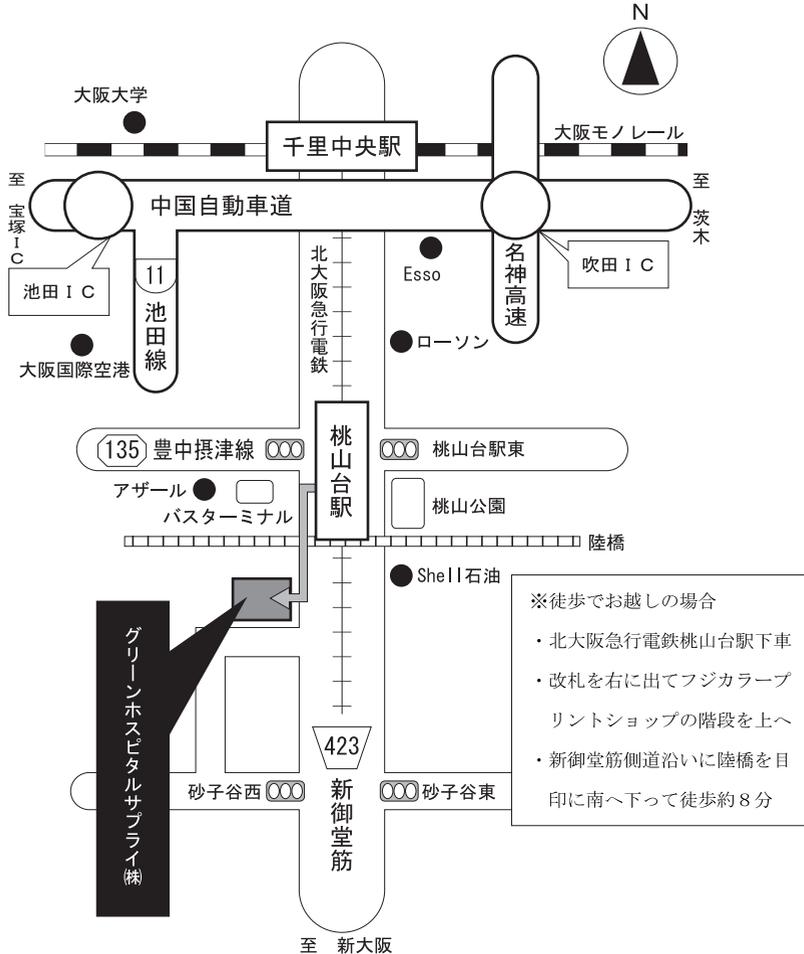
以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪府吹田市春日3丁目20番8号
 グリーンホスピタルサプライ株式会社
 本社会議室

電 話 06-6369-0092

交 通 地下鉄御堂筋線經由北大阪急行線「桃山台」駅下車徒歩8分



(駐車場の準備はいたしていませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。)



環境にやさしく……本紙は再生紙を使用しております。